

(7) 条件の整理

① 関係法令・制度・基準

新学校給食センターの施設整備に関する法令や基準は以下のとおりであり、これらを遵守して実施します。

○教育関係法令等

【法令】

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）

【要綱・基準】

学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）

学校給食実施基準（平成 21 年文部科学省告示第 61 号）

大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日厚生労働省衛
食第 85 号）

学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律
（昭和 33 年法律第 116 号）

○建設関係法令等

【法令】

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法
律第 91 号）

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

景観法（平成 16 年法律第 110 号）
大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
建設工事に係る資材の再資源化等に係る法律（平成 12 年法律第 104 号）
循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

(8) 新学校給食センターの施設整備計画

新学校給食センターの施設整備計画の基本条件や学校給食衛生管理基準に基づいた諸室の整備方針等について検討し、概算事業費について先進事例を参考に試算します。

① 施設規模

・ 基本条件

新学校給食センターの施設整備の基本条件は以下のとおりです。なお、米飯・パン等の主食については、提供の安定化と設備投資などの費用対効果を図るため、現在と同様に外部からの購入とします。(表 8-1)

表 8-1 基本条件（新学校給食センター施設整備）

項目	概要
最大能力	10,000食/日
運営日	195日/年
実施日数	小学校 180日/年・中学校 178日/年
献立形態	小学校・中学校 3 献立
主食内容	米飯 3 回/週、パン 1～2 回/週、麺 2～3 回/月 主食については、外部から購入
敷地面積	最大能力10,000食/日を円滑に供給可能な敷地面積を確保
建築構造	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準等に準拠した構造
建築設備	省エネ設備機器の導入、再生可能エネルギーの導入
延床面積	円滑に供給可能な面積を確保
必要諸室	学校給食衛生管理基準等を遵守した上で、標準的なものを設定
厨房機器の作業環境	ドライシステム
厨房機器・備品類	円滑に供給可能な厨房設備及び備品類を設置
HACCP対応	「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）に適合することを前提に、HACCPの概念に基づいた施設
食物アレルギー対応食	専用調理室を設置
食育	調理作業工程が視認又はそれに類する方法で学習可能
残滓(ざんさ)対応	残滓処理施設の設置
排水基準	除外施設の設置
駐車スペース	来客（車いす専用駐車場合）、配送トラック、公用車、駐輪場
外構	緑地、植栽、囲障、調整池
ユニバーサルデザイン	車いす対応エレベーター・スロープ、点字ブロック、音声案内
配送	外部委託

・学校給食施設の区分

学校給食衛生管理基準では、学校給食施設は「学校給食施設の区分」に従い区分することとし、この区分に基づき施設内のゾーニングをする必要があります。(表 8-2)

表 8-2 学校給食施設の区分

区分			内容
学校給食施設	調理場	作業区域	検収室 ー原材料の鮮度等の確認及び根菜類等の処理を行う場所 食品の保管室ー食品の保管場所 下処理室 ー食品の選別、剥皮、洗浄等を行う場所 返却された食器、食缶等の搬入場 洗浄室（機械、食器具類の洗浄・消毒前）
			非汚染作業区域 調理室 ー食品の切裁等を行う場所 ー煮る、揚げる、焼く等の加熱調理を行う場所 ー食品を食缶に配食する場所 配膳室 食品・食缶の搬出場 洗浄室（機械、食器具類の洗浄・消毒後）
		その他	更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等
			事務室等 （学校給食調理員が通常、出入りしない区域）

② 基本計画に向けた前提条件

- ・ 敷地内ゾーニング計画（参考出典「学校給食施設計画の手引き」電化厨房フォーラム 21）

新学校給食センターにおける敷地内ゾーニングの留意事項は以下のとおりです。

1. 周辺道路の適切な位置に出入口を設け、配送車両が交錯しないよう計画する。
2. 敷地内は建物の保全のために、仮設足場などを設置できるよう可能な限り、メンテナンススペースを建物周囲に確保するよう計画する。
3. 配送車両が円滑に建物に接車でき、通行できるよう十分なトラックヤードを確保する。
4. 調理員・職員駐車場、来客用駐車場、駐輪場、配送車両駐車場を分離して配置する。
5. 歩行者用通路を設け、歩車分離を図る。
6. 事務室から納入業者や来客等の敷地内への入場が分かるようにする。
7. 緑地は建物周辺を避け、花や実、落葉、虫付きの少ない種類を植樹・植栽する。
8. 近隣への日照、騒音、振動、臭気の影響を配慮する。
9. 敷地特有の風向きを考慮した建物の配置とする。
10. 将来の設備など保全及び更新工事に配慮して、出入口は大型車両が余裕をもって出入りできる幅員にする。

- ・ 施設内ゾーニング計画（参考出典「学校給食施設計画の手引き」電化厨房フォーラム 21）

新学校給食センターにおける施設内ゾーニングの留意事項は以下のとおりです。

1. 調理作業区域とその他を明確に分離する。
2. 食材の搬入から調理、調理から配送までの食材・食器・調理員の流れに基づき、諸室の動線が一方通行となるようにレイアウトする。
3. 調理作業区域内では汚染区域と非汚染区域とを明確に分離する。
4. 各区域を固定し、それぞれ壁で区画し、床面及び壁面などの色分けをする。
5. 事務エリア内は職員と見学者を分離することが望ましい。
6. サラダ・和え物室など微生物等による汚染を避ける必要のある作業区域は、魚肉類の扱いや高温となる作業区域から極力隔離する。
7. トイレは、汚染及び非汚染作業区域の食材・食器等を扱う作業区域から 3m 以上隔離する。
8. 下処理室と調理室の境には、カウンター等を設けるなど、食品のみが移動するよう工夫すること。
9. 調理場の外部に開放される箇所には、エアカーテン、調理室の入口にはエアシャワーを設けることが望ましい。
10. 排水溝は、詰まりや逆流が起きにくく、排水が飛散しない構造・配置であること。

③ 建設用地選定

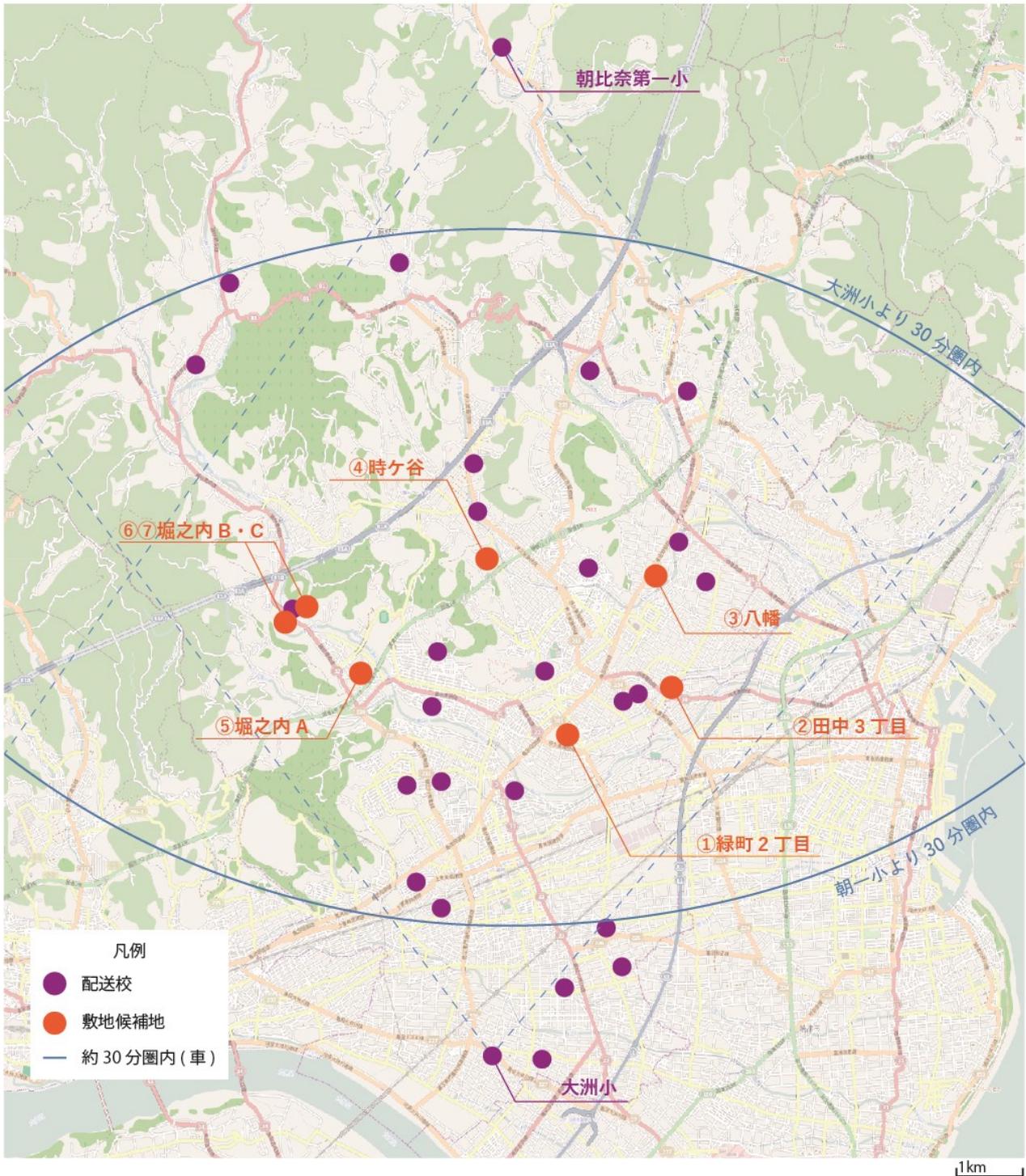
1) 用地選定 — 新学校給食センター建設用地の検討

建設候補地の選定においては、多面的な視点から検討する必要があります。施設の特性から、①法規制、②アクセス性、③利便性、④経済性、⑤安全性の5つの視点について評価項目を設け、建設候補地の比較検討を行います。(表 8-3)

「◎」: 3点、「○」: 2点、「△」: 1点、とし数値化し、総合評価の点が最も高い候補地を建設用地とします。比較検討結果を表 8-4 に示します。

表 8-3 各評価項目と評価基準

評価項目		評価基準
①法規制	用途地区	「準工業」「工業」「工業専用」の工業系用途地域が望ましい (協議により市街化調整区域内でも整備可能)
	農業用地	農地転用の制限が緩和される白地農地が望ましい(青地農地でも協議により転用可能)
	容積・建蔽率	建築規模の上限
	接道道路幅	開発協議における接道要件(1ha以上の敷地において、接道道路幅員9m以上)を満たしているか
②アクセス性	配送時間	候補地から各学校まで衛生管理基準に準拠した配送時間であるか
	配送経路	容易にアクセス可能な幹線道路
	出入りの容易さ	トラックが給食センターに容易に出入りできるか接道幅員の確保が必要
③利便性	敷地形状	配送・改修スペースの確保、衛生基準に勘案した調理工程などに適した整形地(長方形)に近い形状が望ましい
	臭気・騒音対策	周辺状況を踏まえて臭気・騒音対策の必要性
	上下水道	給食調理及び清掃に必要な上下水道設備
④安全性	洪水災害ハザードマップ	災害時の安全性 藤枝市ハザードマップによる各該当項目
	土砂災害ハザードマップ	
	地震災害ハザードマップ	
⑤経済性	地盤杭工事	建設前に必要となる地盤杭工事の必要性の有無
	接道高低差及び敷地平坦さ	建設前に必要となる整地工事の必要性の有無
	整地の必要性	建設前に必要となる整地工事の必要性の有無
総合評価		以上の基準により各項目◎…3点 ○…2点 △…1点で評価し、総合的に判定



(出典 GIS)

図 8-1 配送校と敷地候補地

表 8-4 候補地の比較検討結果

名称		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		西益津地区	西益津地区	広幡地区	葉梨地区	稲葉地区		
		緑町2丁目	田中3丁目	八幡	時ヶ谷	堀之内A	堀之内B	堀之内C
	地目	田 (一部雑種地)	田	田 (一部雑種地)	田 (一部宅地)	田 (一部宅地)	田 (一部畑、雑種地)	田 (一部畑)
	敷地面積(㎡)	11,000	17,300	10,300	19,000	10,500	13,000	11,200
法規制	用途地区	調整区域		調整区域	調整区域	調整区域	調整区域	調整区域
	農用地	△ 青	△ 青	△ 青	○ 白	○ 白	○ 白	○ 白
	容積・建蔽率	◎ 200%・70%(角地10%含)	◎ 200%・70%(角地10%含)	◎ 200%・70%(角地10%含)	◎ 200%・70%(角地10%含)	◎ 200%・70%(角地10%含)	○ 200%・60%	◎ 200%・70%(角地10%含)
	接道道路幅(m)	○ 12m (9m以上)	△ 7m (9m未満)	○ 13m (9m以上)	○ 12m (9m以上)	△ 4.9m、4.8m、3.4m (9m未満)	○ 12m (9m以上)	○ 12m (9m以上)
アクセス性	配送時間	○ 配送可能距離	○ 配送可能距離	○ 配送可能距離	○ 配送可能距離	○ 配送可能距離	○ 配送可能距離	○ 配送可能距離
	配送経路	県道215号、県道32号		県道30号	県道381号	県道215号	県道216号、県道32号	県道32号
	出入りの容易さ	○ 容易	△ 困難	○ 容易	○ 容易	△ 困難	○ 容易	○ 容易
利便性	周辺建物状況	会社・住宅・田畑 中部給食センター	田畑・住宅	店舗・病院・田畑	ふれあい広場 住宅・田畑	住宅・田畑・工場 流通センター	小学校・住宅・田畑	小学校・住宅・田畑
	敷地形状	◎ 整形地	○ やや整形地	○ やや整形地	○ やや整形地	○ やや整形地	△ 不整形地	○ やや整形地
	臭気・騒音対策	△ 必要	△ 必要	△ 必要	△ 必要	△ 必要	△ 必要	△ 必要
	上水道 下水道	◎ 本管隣接 整備区域外 (全体計画区域内) (整備区域隣接)	○ 本管隣接 整備区域外 (全体計画区域外)	○ 本管隣接 整備区域外 (全体計画区域外)	○ 本管隣接 整備区域外 (全体計画区域内)	◎ 本管隣接 整備区域外 (全体計画区域内) (整備区域隣接)	○ 本管隣接 整備区域外 (全体計画区域外)	○ 本管隣接 整備区域外 (全体計画区域外)
安全性	洪水災害ハザードマップ	○ 0.5~3.0m	○ 0.5~3.0m	○ 0.5~3.0m	△ 0.5~3.0m (一部3.0~5.0m)	△ 0.5~3.0m (一部3.0~5.0m)	△ 0.5~3.0m (一部5.0m以上)	× 3.0~5.0m (一部5.0m以上)
	土砂災害ハザードマップ	◎ 区域外	◎ 区域外	○ 区域外 家屋倒壊等氾濫想定区域 近接	△ 一部土砂災害警戒区域	◎ 区域外	◎ 区域外	○ 区域外 家屋倒壊等氾濫想定区 域隣接
	地震災害ハザードマップ	△ 震度6強以上	△ 震度6強以上	△ 震度6強以上	△ 震度6強以上	△ 震度6強以上	△ 震度6強以上	△ 震度6強以上
経済性	地盤杭工事	△ 必要 泥質地盤	△ 必要 泥質地盤	△ 必要 泥質地盤	△ 必要 泥質地盤	○ 条件により不要も可 礫~砂礫質地盤	○ 条件により不要も可 礫~砂礫質地盤	○ 条件により不要も可 礫~砂礫質地盤
	接道高低差及び敷地平坦さ	△ 接道高低差：あり 敷地平坦さ：平坦	△ 接道高低差：あり 敷地平坦さ：平坦	○ 接道高低差：なし 敷地平坦さ：平坦	△ 接道高低差：あり 敷地平坦さ：平坦	○ 接道高低差：なし 敷地平坦さ：平坦	△ 接道高低差：あり 敷地平坦さ：平坦	△ 接道高低差：あり 敷地平坦さ：平坦
	整地の必要性	○ あり	○ あり	○ あり	○ あり	○ あり	○ あり	○ あり
総合評価		27	23	25	23	26	24	24

周辺地図出典：GoogleMaps

最も総合評価点が高い、緑町2丁目の候補地を建設用地として計画を進めます。緑町地区は藤枝市のほぼ中心に位置します。市内におけるどの方面からもアクセスが良く、学校給食の配送も効率よく行うことが可能となります。また、立地が良いことから通勤の利便性があり、調理員などの働き手を確保しやすい場所です。

④ 概算事業費等（事業費・財源（起債））

- ・ 新学校給食センター建設概算事業費

造成費や建物整備費（厨房機器設備工事を含む）、既存施設解体費、用地取得費などにより、約50億円を見込みます。

- ・ 起債

市町村合併推進事業における合併推進債の適用が可能です。充当率は90%かつ市町村建設計画に基づく特に必要な事業で、財政措置として既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等において行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については、その元利償還金の50%に相当する額を交付税措置が可能です。（表8-6）

表8-6 起債

事業名	充当率	交付税措置
市町村合併推進事業	90%	元利償還金の50%

本構想の施設整備は最も有利な財源として、合併推進債の起債を活用し、事業を進めていきます。

(9) 事業手法

① 新学校給食センターにおける公設公営方式、PFI手法等の検討

学校給食センターの運営について、従来型の事業手法に加え民間事業者を活用した事業手法の比較検討を行いました。

新学校給食センターの事業手法を検討する上で、導入が想定される施設整備・維持管理運営手法は以下のとおりです。(表 9-1)

表 9-1 事業手法

手法	事業方法	資金調達	設計 建設	維持管理 運営	施設の所有	
					運営中	事業終了後
公設公営方式（従来方式）		市	市	市	市	市
公設民営方式		市	市	民間	市	市
PFI手法 (Private Finance Initiative)	BTO方式 (Build-Transfer-Operate)	民間	民間	民間	市	市
	BOT方式 (Build-Operate-Transfer)	民間	民間	民間	民間	市
	BOO方式 (Build-Own-Operate)	民間	民間	民間	民間	—
PFI的手法	DB方式 (Design-Build)	市	民間	市	市	市
	DBO方式 (Design-Build-Operate)	市	民間	民間	市	市
民設民営方式		民間	民間	民間	民間	民間
リース方式		民間	民間	市並び に民間	民間	民間

1. 公設公営方式（従来方式）

市が施設等を整備し、市が運営する方式で、これまで一般的に選択されることの多かった手法であり、既存の学校給食センターにおける運営方式です。

メリットとしては、市によるサービス提供により、サービスに一定の質が期待でき、継続性が担保されるなどといった信頼性の点が挙げられます。デメリットとしては、調理員などの働き手の確保や労務管理等の負担が生じる点があげられます。

2. 公設民営方式

市が施設等を整備し、運営を民間事業者へ委託する方式です。

メリットとしては、競争性の確保や民間のノウハウの活用により、運営にかかるコストの縮減や適切な人材確保等の労務管理上の負担軽減が期待できる点が挙げられます。デメリットとしては、運営を担う事業者が替わってしまうことがあり、安定した給食提供に支障が出る恐れがあります。

3. PFI 手法

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を一括で行う手法です。

4. PFI 的手法

PFI 法に基づく事業ではなく、PFI 手法を活用した手法です。DB 方式、DBO 方式は PFI 的手法の一つです。

市が資金調達を行い、民間事業者が公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を一括して行う公共事業の手法です。民間事業者が資金調達をしないため、金融機関による監視がない点が PFI 手法とは異なります。

5. 民設民営方式

民間事業者が施設等を整備・所有し、市が民間事業者へ運営を委託する方式です。

メリットとしては、施設整備費及び運営にかかるコストの縮減が期待でき、更に一定の制約条件の下で、用地の確保を任せることも可能です。一方デメリットとしては、当該事業を実施できる事業者が近隣に存在する必要あることや、事業者が倒産した場合、設備等を差し押さえられ、給食提供が停止する可能性があります。

6. リース方式

民間事業者が資金調達から公共施設の設計・建設、維持管理等の業務をトータルで行い、そのサービス対価をリース料として市が支払う方式です。運營業務は市にて実施するか、もしくは、民間委託にすることも可能です。

② 新学校給食センター及び中部学校給食センターの事業手法

本事業において、民間活力を利用することにはメリットもありますが、公設公営方式は事業者の撤退や変更などに影響されず、安定して給食が提供できることや、衛生管理を直接行うことで高い安全性を確保できることを考慮し、安全・安心な給食の継続的な提供を最優先に検討した結果、公設公営方式により事業を進めることとします。

③ 事業スケジュール

本構想の施設整備は、合併推進債を活用するため、特に必要な場合5か年度以内の実施期間が設けられています。事業スケジュールは、下表に基づき施設整備を行っていきます。(表9-2)

表9-2 事業スケジュール

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全体スケジュール	← 受託者選定・設計期間 →		← 建設工事 →			← 備品購入・試運転等 →		← 解体工事 →
学校給食センター	← 現3センター運営 →						● ← 新学校給食センター運営 →	← 新学校給食センター運営 →
詳細スケジュール	← 基本設計 →	← 実施設計 →	← 造成工事 →	← 建設工事 →			● ← 新学校給食センター運営開始 →	← 解体工事 →
		← 解体設計 (北部・西部 学校給食センター) →					← (北部・西部 学校給食センター) →	
		← 開発・土地利用協議等許認可 →						
用地取得・手続き	← 土地収用事業認定 → ●	← 合併推進債期限 →						
	← 農振除外手続 →	← 用地取得手続 →						